

地方自治体における情報システム(生活保護)の標準仕様書作成に向けた調査研究

第3回有識者検討会(2022年7月19日) 事務局資料

## 第3回有識者検討会 次第

#### <日時·場所>

令和4年7月19日(火) 9:00~11:00 オンライン開催(Zoom)

#### く議題>

- I. 開会
- II. 議事
  - 1. 令和4年度上半期検討会予定の共有
  - 2. 全国意見照会の結果(速報)の共有
  - 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議
- III. 閉会

#### <配布資料>

資料1 第3回有識者検討会 事務局資料(本紙)

1. 令和4年度上半期検討会予定の共有

- 令和4年度上半期の検討会においては、6月の意見照会、8月の標準仕様書1.0版公開に向け、検討・協議を実 施します(下半期については、検討事項の状況に応じて調整)。
- ■本日の第3回検討会では、意見照会でいただいた意見の整理状況と対応方針を共有します。

## 実施済

第1回

(5月)

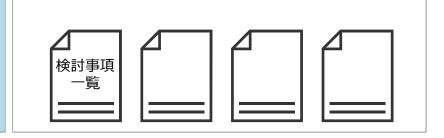
- 1. 出席者挨拶
- 2. 令和4年度検討会実施概要の説明
- 3. 生活保護 標準仕様書に係る協議
- 4. レセプト管理システム 標準什様書に係る協議
- 5. 医療扶助 オンライン資格確認の要件に係る協議
- 6. 意見交換



#### 本日

- 1. 令和4年度上半期検討会予定の共有
- 2. 全国意見照会の結果(速報)の共有
- 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議

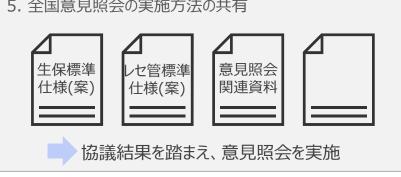
第3回 (7月)



#### 実施済

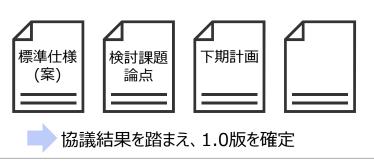
- 1. 令和4年度上半期検討会予定の共有
- 2. 第1回検討会後の収集意見の共有
- 3. 調達仕様書の作成単位に係る共有
- 4. 全国意見照会における論点に係る協議
- 5. 全国意見照会の実施方法の共有

第2回 (6月)



### 第4回 (8月)

- 1. 標準仕様の認識合わせ 生活保護、レセプト管理
- 2. 検討課題、論点の共有
- 3. 下期の取組み方針
  - 検討対象(論点)、検討会スケジュール等



2. 全国意見照会の結果 (速報) の共有

# 2. 全国意見照会の結果(速報)の共有 2.1. 意見照会での情報収集方針

- 今回実施した全国意見照会では、必要事項に絞って意見収集を実施しました
- 収集した意見については、前回検討会でお示ししたように、対応時期を整理し、反映作業を進めております。
  - ✓ 自治体からの意見については、可能な限り1.0版に反映し8月の公表を目指す
  - ✓ ベンダからの意見については、大幅な変更が必要な部分は1.1版への反映を目指す(反映可能なものは全て 1.0版に含める)

#### 令和4年6月の意見照会で確認する範囲と対応方針(前回会議資料より再掲)

#### 生活保護システム

#### レセプト管理システム

- ✓ 令和3年度の意見照会にて全体を確認しているため、対象項目を絞っての意見収集を実施
  - ▶ 標準仕様書案に対する前回の意見照会 結果の反映内容について、確認対象機能 を特定して意見照会を発出
- ✓ 意見整理のための質問事項を限定し、質問回答表を用いて意見収集を実施 (自治体規模の考え方等)
- ✓ 初見であるため、令和3年度の生活保護システム の全国意見照会にて実施した調査と同様の形式 にて、全体についての意見を収集
- ✓ (左記生活保護システムと同様の表を用いて) 意見整理のための質問事項を限定し、質問回答 表を用いて意見収集を実施

収集した意見の 対応を1.0版へ 反映

ベンダ向け

自治体向け

- ✓ 調達されるベンダ側の観点にて、機能の分割単位 やオプション機能の分割単位について、ベンダ意見 を収集
- ✓ (左記生活保護システムと同様) 調達されるベンダ側の観点にて、機能の分割単位 やオプション機能の分割単位について、ベンダ意見 を収集

大幅な変更は 1.1版へ反映 (可能な範囲は 1.0版へ反映)

# 2. 全国意見照会の結果(速報)の共有2.2. 意見収集状況(1/2)

- 今回令和4年7月全国意見照会においては、「①各団体からの回答提出状況」に示すとおり、全国の自治体のうち、 89団体から意見を頂戴しました。
- 意見の数としては、「②各団体からの意見件数」に示すとおり、生活保護システムについては1830件、レセプト管理システムについては271件の意見を頂戴しています。

#### 意見の提出状況

#### 【①各団体からの回答提出状況※1】

(単位:団体)

種別		意見あり	
都道府県	7		
政令市	令市 12		
	特別区	16	
その他	中核市	21	
ての他	上記以外の市	32	
	町村	1	
合計		89	

#### ※1 「意見なし」と回答した自治体数については、本集計には含んでいない。

#### 【②各団体からの意見件数】

(単位:件)

種別	生活保護システム関連	レセプト管理 システム関連
都道府県	20	19
政令市	707	61
その他	1103	191
合計	1830	271

# 2. 全国意見照会の結果(速報)の共有2.2. 意見収集状況(2/2)

- 今回の意見照会にて意見を頂戴した団体について、調査項目別(回答票別)に整理した結果は以下の表のとおりです。
- 意見の多少はあるものの、全ての調査項目について回答いただくことができております。

#### 資料別)各団体からの回答提出状況

(単位:団体)

		生活保護	<b>養システム</b>		レセプト管理システム			
種別	機能帳票要件	帳票 全般	自治体規模	その他	機能帳票要件	帳票 全般	個別質問 (健康管理支援関連)	その他
都道府県	3	1	1	0	2	0	3	1
政令市	11	2	3	8	5	2	5	4
その他 <sub>※</sub>	60	34	12	27	11	2	23	7
合計	74	37	15	35	18	4	31	12

<sup>※「</sup>その他」には、生活保護ベンダ含む

## 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.1. 意見収集結果の取りまとめ作業全体像

- 収集した意見は、「記載不備に係る意見」と「記載内容に係る意見」の2種類を頂戴しました。
  - ✓ 理由が不明な意見については、具体対応の整理ができないため、検討対象外として整理しました
- 記載不備に係る意見については、標準仕様書1.0版の正確性に影響があるため、意見の件数に関わらず対応を検討しました。記載内容に係る意見については、次ページ以降の考え方に則り、対応要否を整理します。整理の結果対応が必要と判断された意見については、具体的な対応内容を検討します。

意見収集結果の取扱い方針整理 意見分類 概要 1.0版への反映作業方針 誤植、制度上不備のある記載、標準仕様書 意見の件数に関わらず対応 記載不備に係わる意見 の他の部分との不整合に対する指摘 記載内容の 記載されている内容について、「記載内容の変 後述3.2の整理に則り、 修正に係る 更 「必須/オプションの変更 」等、記載されて 頂戴した意見数に応じて 意見 いる内容の変更に係る指摘 対応要否を整理 (削除以外) 記載内容に 係る意見 記載されている内容について、「当市では不使 対応なし 記載削除を 用 「「不要」等、記載されている内容の削除に (削除することによるリスク整理 求める意見 係る指摘 が必要であるため)

## 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.2. 意見整理にあたっての条件の整理(1/3)

- 収集した意見について、前述のとおり、取りまとめ前に検討対象とする意見について整理します。
- ■検討対象とした意見について、「意見内容」「意見理由」を踏まえ、対応方針を検討します。その方針に則り、標準仕様書に具体内容を反映します(整理に当たっての具体的な条件について、次ページに詳述)。

#### 意見収集結果の取りまとめ作業全体像

#### 整理対象意見の洗い出し

- ① 受領した意見を一覧化
- ② 各自治体から頂戴している意見の中で、以下に該当する意見については検討対象外として整理
  - ✓ 理由が未記載の意見(自治 体の意図を適切に汲み取り判 断ができないため)
  - ✓ 要件の削除を求める意見 (削除の妥当性判断が困難 であるため)

#### 意見整理

- ① 受領した意見について、「意見内容」 「意見理由」を整理
- ②「意見内容」「意見理由」が同一である場合、同一内容の意見として分類
- ③ 上記②で整理した分類に対し、後述 する考え方に則り、検討対象とする意 見を整理

#### 対応方法の整理・反映

- ① 検討対象として整理した意見について、具体的な対応方法を整理
- ② 整理した内容を踏まえ、標準仕様書 に反映

## 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.2. 意見整理にあたっての条件の整理(2/3)

■ 今回の意見照会にて収集した各自治体の意見について整理するにあたり、**収集した「意見の量」を第1条件として整理し、その後「意見の偏り」「意見の相違」についての整理しました**。

#### 意見整理にあたっての条件の整理

条件分類

#### 収集した意見の状態

#### 判断基準

✓ 当該機能に対する意見を述べている団体

て対応を検討(条件2へ進む)

数が、5割以上(過半数)である場合に

【条件1】 意見の量

✓ 1つの自治体からしか意見を受けていない

【条件2-1】 意見の偏り

- ✓ 回答する自治体規模に偏りがある(全回答のうち、半数以上が大規模自治体・広域自治体である等)
- ✓ 特定の状況にある自治体のみの回答となっている
- ✓ 自治体の特性で分類し、意見を整理した 上で、反映要否を判断する
- ✓ 自治体分類については、「広域=福祉事務所数」とする

【条件2-2】 意見の相違

✓ A自治体とB自治体で異なる意見/修正 を要求している

- ✓ 制度上の問題がある意見は除外する
- ✓ 相違する意見については、オプション化し自 治体が判断できる仕様とする

### 3.2. 意見整理にあたっての条件の整理(3/3) - 過半数の考え方

- 前述の過半数を整理するにあたっては、「過半数を判断する母集団(分母)」の整理により対象とする意見の判断 が異なります。
- 意見の収集状況を鑑みまして、下記パターン2にて算出しています。

#### 回答割合の算出式と分母の考え方(パターン)の整理

対象意見を提出した団体数(団体規模で絞る場合、条件に合致する団体数)

#### 過半数判断 =

#### 以下のパターンの1~3のいずれかから選択することを検討

### パターン1

### 全国の自治体数(照会した団体数)

- ✓ 全国への意見照会であるため、照会した団体数を母集団として整理
- ✓ 全団体から回答を受領していないため、当該数を分母とすると、分子と分母の母集団が異なることを懸念(過半数となることがほぼないと想定される)

## パターン2

### 回答を提出した団体数 ※当該機能に対して意見を提出したかどうかは問わない

✓ 回答結果の提出が100団体であった場合、分母は「100」として定義することで、「意見照会に対応していただいた団体」を対象として意見を整理

### パターン3

#### 当該機能に対し意見を提出した団体数

- ✓ 回答結果の提出が100団体で、その中で当該機能への回答が10団体であった場合、分母は「10」として定義することで、 「当該機能に意見をいただいた団体」を対象として整理
- ✓ 意見数が少ない機能ほど、少ない数で過半数となることが懸念(3団体からの場合、2団体の意見を採用することとなる)

## 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.3. 意見収集結果の取りまとめ結果

- 今回の意見照会の意見を取りまとめた結果、誤植・制度上の不備として挙げられたものを次項3.4で一覧としてお示しします。
- その他の意見については、3.2の方針に応じて分類したところ、回答を提出した団体数の過半数を超える意見がなかったため、該当なしとなりました。

#### 意見収集結果の取扱い方針整理

意見分類		<u>概要</u>	1.0版への反映作業方針		整理結果
記載不備に係わる意見		誤植、制度上不備のある記載、標準仕様書の他の部分との不整合 に対する指摘	意見の件数に関わらず 対応		3.4で一覧化
記載内容に	記載内容の 修正に係る 意見 (削除以外)	記載されている内容について、「記載内容の変更」「必須/オプションの変更」等、記載されている内容の変更に係る指摘	後述3.2の整理に則り、 頂戴した意見数に応じて 対応要否を整理		回答を提出した 団体数の過半数を 超える意見がなかっ たため、該当なし
係る意見	記載削除を求める意見	記載されている内容について、「当 市では不使用」「不要」等、記載さ れている内容の削除に係る指摘	対応なし(削除することによるリスク(懸念)があるため		_

## 3.4. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 1/3)

- 今回の全国意見照会で頂いたご意見を基に、制度が関連する指摘とその対応案を一覧化しました。
- 機能・帳票要件に対して頂いたご意見は下記のとおりです。

No	市政力	意見 事務名		事務局対応案	検討会での対応案
No.	対象機能意見内容・理由		内容	内容	
1	保護変更	①身体障害者手帳 及び精神障害者手帳 帳並びに療育手帳 情報のデータを障害 者福祉システムから 取込めること。 【管理項目】 ・保険者番号 ・種類コード(身体 障害者手帳:1~6 級、療育手帳:A・ B1・B2、以下略)	「種類コード」の療育手帳については、自治体によって手帳名称、等級が異なる場合があるため、記載方法を考慮する必要があると思われる。	療育手帳の区分について、障害福祉の標準仕様書の内容に準じることとする。 「療育手帳:等級はパラメータ変更可能なこと」と記載する。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。
2	保護変更	⑧過支給が発生した場合に、次回支給 月以後の収入充当、 現金での返還、返還 免除等のいずれかを 選択し、登録・修 正・削除・照会できること。	過払発生時に取扱いできる方法は法で定められているため、ここでは「等」を利用すべきではないと考える。	「等」を削除する。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。

## 3.4. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 2/3)

No	事務名		意見	事務局対応案	検討会での対応案
No.	争伤石	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
3	介 交 ( 保 度 用 )	③被保護者異動連絡票(国保連用)、被保護者異動訂正連絡票(国保連用)の一括発行ができること。	本機能は「事務レベル」が「介護券の交付(介護保険制度適用)」で、介護保険制度である1号・2号被保険者に該当する内容ではない。介護保険制度適用の場合は、③の事務は発生しない。「事務レベル」が「介護券の交付(介護保険制度適用外)」であるいわゆる2号みなしに該当する内容であるため、この項番からは削除し、オプションとして記載するのであれば、「事務レベル」を変更するべき。	記載場所を#123「介護 券の交付(介護保険制 度適用)」から#131「介 護券の交付(介護保険 制度適用外)」に変更す る。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。
4	返還金· 債権登 録	①以下の情報を登録・修正・ 削除・照会できること。 【管理項目】 ・住民番号 ・生年月日 ・漢字住所 ・氏名(漢字・カナ) ・電話番号 ・送付先 ・口座情報 ・資力発生日	・資力発生日 上記は債務者単位ではなく、債権 単位で存在しかつ、法第63条返還 金のみに存在する考え方であるため、 この項番から削除し、項番168の生 活保護法第63条に基づく債権の箇 所へ入れるべきと考える。	記載場所を#168「債権 登録」の「生活保護法63 条に基づく債権の情報」の 管理項目に変更する。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。

## 3.4. 検討事項一覧 (生活保護システム 機能・帳票要件 3/3)

No	事務名	意見		事務局対応案	検討会での対応案
No.	争伤石	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
5	返還金• 債権登録	・#168「債権登録」のうち、 生活保護法63条に基づく債権 の情報	・法第63条は不正受給ではないため、管理項目「不正受給期間」は「返還対象期間」に変更すべき。また、法第63条は滞納処分の対象ではないため「滞納処分の執行停止日、滞納処分の執行停止日、滞納処分の執行停止解除日は削除べき。	ご意見のとおり修正する。	左記の対応について、本 検討会にて方針を共有す る。
		・生活保護法第76条、77条、78条に基づく債権の情報	・法第76条、77条、78条に基づく 債権について自立更生免除は規 定上存在しないため、「(自立更生のための用途に供される)免除額」は削除すべき。		
		・生活保護法76条に基づく債権の情報	・本債権は支給した葬祭扶助を 債権とし、遺留金等の売却額を 充当する性質のものであるため、 「最低生活費超過認定額」は 「遺留金額及び遺留物品売却 額」に修正し、「未納額」は「残余 遺留金」に修正すべき。		

# 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.4. 検討事項一覧 (生活保護システム 帳票全般)

- 今回の全国意見照会で頂いたご意見を基に、制度が関連する指摘とその対応案を一覧化しました。
- 帳票全般に対して頂いたご意見は下記のとおりです。

No	帳票	意見	事務局対応案	検討会での対応案
No.		意見内容·理由	内容	内容
1	44帳票 レイアウト _生活医 療券 _2022 0207.p df	「後保マーク」について、生活保護手帳に"「備考」欄の余白"に表示する旨の記載があるため、現在のレイアウト上の印字位置では生活保護手帳の内容に反してしまいます。 ※(生活保護手帳)第3 医療扶助実施方式 > 2 医療扶助の決定 > (5) 医療券の発行 > エ 医療券の作成 > (カ)	生活保護手帳に則ったレイアウトに修正する。	左記の対応について、本検 討会にて方針を共有する。
2	55帳アウ ル施び報求書 柔復 2022 0203.p df	「請求書」欄について、「生活保護関係法令通知集」には存在しないが追加した理由をご教示ください。	昨年度、下記に基づいて対応した。 昨年度の経緯 「本様式で請求明細書と施術報酬 請求書を兼ねる内容として運用して いるため、施術報酬請求書欄をオプ ションとして追加していただきたい」とい う要望を受け、他施術券、治療材料 券には請求書欄があるため、平仄を 取ることとした。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。

## 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.4. 検討事項一覧 (生活保護システム その他)

- 今回の全国意見照会で頂いたご意見を基に、制度が関連する指摘とその対応案を一覧化しました。
- ■その他の意見として頂いたご意見は下記のとおりです。

No.	概要	意見		意見事務局対応案	
NO.	1W <del>S</del>	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
1	押印に 関するこ と	(対象なし)	業務フローの中で、保護費の窓口支給を行った際に、被保護者から受理する「窓口受領明細書」について、「押印済」との記載があるが、押印は必要なのか。押印の原則廃止を受け、署名でも可とするべきではないか。	ご指摘のとおり、住民からの押印は全て廃止しているため、押印は不要である。業務フローを変更する。	左記の対応について、本検 討会にて方針を共有する。

# 3. 全国意見照会結果の取りまとめに係る協議 3.4. 検討事項一覧 (レセプト管理システム 1/3)

■ 今回の全国意見照会で頂いたご意見を基に、指摘とその対応案を一覧化しました。

No	市级力		意見	事務局対応案	検討会での対応案
No.	事務名	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
1	健康管理支援機能		生活保護システムとレセプト管理システムのいずれかで管理する余地を残すため、サブユニットとして対応する。 ※要デジタル庁調整	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。	
2					
3		①検索条件を指定し、 健康指導対象を検 索、表示、出力でき ること。			
4		①健診データに対し て、健康指導内容を 登録できること。			

No	事務名	意見		事務局対応案	検討会での対応案
No.	事務省	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
5	EUC機能	・表示(出力)する履歴は、 最無に、全履歴、独保条件の該当履歴を任意には、 を履歴、自体を任意にもること。 ・コード値も表示になりいる。 ・システムで利用して、外のでは、 できること。 ・システムがインストールさは正しくを、 でもないて、外のでは、 できること。 ・と(出力した帳票、PDFファイルでものできること)。 ・一覧できること。 ・出力でも外でも外でも外でもの際、行のでもの際、行のでもの際、行のではできること。 ・出力の際、行のでは、 を指定すること。 ・カレ対象者が含まれている場合、アラートを表示できること。 ・文字含まれている場合、アラートを表示できること。 ・大きること。	生活保護システムのEUC機能と同様の記載となっているが、レセプト管理システムとしてなじまない機能があるため、オプションとすべきである。	レセプト管理システムの実態 運用に合わせるため、サブユニットとして対応する。 ※要デジタル庁調整	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。

No	市效力	Į.	意見	事務局対応案	検討会での対応案
No.	事務名	対象機能	意見内容·理由	内容	内容
6	内容点検	①第三者行為の疑い のあるレセプトを抽出し、 負傷原因などの点検 調査ができること。	生活保護システムのレセプト管理システムの機能・帳票要件一覧では、「第三者行為の疑い」のチェック機能が想定されているが、生活保護システム側には、第三者行為請求の記載がなく、整合性が取れていない。	次回以降の検討課題として申し送り事項とする。	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。
7	(全般)	(新規項目)	標準仕様書には、「エラー・アラートは機能帳票要件に定める」とされているが、EUC機能に一部アラートの記載があるだけで、全く記載されていない。	アラートについての記載を追加した機能を追加し、サブユニットとして対応する。 ※要デジタル庁調整	左記の対応について、本検討会にて方針を共有する。

# Real Partner

